

青教ス第992号  
令和3年1月14日

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

県立学校において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の  
臨時休業の考え方について (通知)

このことについて、令和2年10月21日付け青教ス第712号にて通知したところですが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.5 (12月3日文部科学省改訂)」及び令和3年1月5日付け文部科学省通知において臨時休業の考え方が改めて示されたことを受け、今後、県立学校において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の臨時休業は、下記のとおり実施することとなります。  
については、貴校児童生徒、保護者及び教職員に対して周知くださるようお願いいたします。

#### 記

#### 1 学校保健安全法第20条に基づく学校の全部又は一部の臨時休業

学校の全部又は一部の臨時休業は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に、健康福祉部や保健所の助言を受けて検討し、休業の要否を判断することとしており、例えば、家庭内感染ではない感染者が多く発生している、感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで近距離の接触があった等、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、必要な範囲（学級単位、学年単位又は学校全体）で臨時休業措置を検討することとなる。

このため、児童生徒や教職員の中に感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業は行わない。

担当	スポーツ健康課 体育・健康グループ
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275